862
1
70

漂流人直噺聞書

亜墨利加渡船次第

国立国会図書館　タイトル『嘉永六年丑八月漂流人直噺聞書』 請求記号 862-1
ガラス使用

嘉永六年丑八月

漂流人直噺聞書

帝國圖書館

国立国会図書館　タイトル『嘉永六年丑八月漂流人直噺聞書』　請求記号 862-1

ガラス使用

漂流人直噺聞書

天保十二年丑正月五日漂船 カワラ 当ル十三人 櫓五挺 白木綿帆積 用ゝ会所

然ニ宇佐浦伝蔵当丑三十九歳 同人弟重助卯二十五歳 同大字五右衛門

情多中濱時蔵貫万次郎十五歳 宇佐浦寅右衛門

廿九 ウワフ止ル 右五人乗八尋縄ニて ほうき小鯵沖鰹

言端ニ行 洲崎辺宇佐浦出船して 摂津東宇下の

方ニ参申のトニトと云所ニ船をつけ縄を入れとも

風ありて魚をとらず 碇を上けて帆を揚さ又下の方

象の岬へ趣り三度ハ廉る同七日の晩まて迄西筆の
ありし処捨候豈有り所ニ而風吹来り捨置申り
地へ着候得共風も淑りし口進て纏而へ古網帆を
錨の形ニ而造り六桶ニ入て見合船ニ而乗り流候ハ織ニ
アナゼ西吹来り六桶ニ入りて見合せしか処異ニ而多く食
手前の内ニ風ハ以前ゟ強なり消る六桶ニ而見ら
これよて桶糸切捨て櫂をとり又象と見合て船とるん
とすれとも西南風ハ下吹流れ而南方へ趣て舟ハ御凡

詮方なく七日の時ハ帆を下して櫓をとり力を限り
押候得共吾我等櫓の力なとと引すも詮方なく船
ありしへ是縞而て諦候得け櫓を押ちら実年頃
の時ハ風益々強く吹来り是よりも櫓櫂折て危や
角ニ而内ハ今日の船ニ入り是れハ諸り日侯の櫓も有
より磯御ニ而川ニ流て是よりも是へ其ニ二日ハ船を
通り十方ニ暮れ大様ニ様ニ業ニ御ニ而諦候得り船の
行ぬ方へ西南風ニ風ハ汲とよ併せて流る内宝津

国立国会図書館　タイトル『嘉永六年丑八月漂流人直噺聞書』　請求記号 862-1
ガラス使用

西手の岸をさしてまゐりしに紀州沖と申す十方洋にハ雨と
和して北東風になり黒き雲一同におゝいて
大しけに成て船を押破りし船具をうちくだいて漂り
且余せし飯米も七日迄も食継又人数十合になべて
八日より八節の分を繰に粥に拵へ湯にしかして味
をこしらへ唯風に流れ候に任せて流れ候て七日目 正月十六日になり
にして初めて山を見る是に気を得て神仏をいのり
祈祷をし島に近寄足引人々陸に寄くへ近

船猶彼人々よく水なくて飢に及ひ漁魚も絶迄て
幾度となく海に入らんと思へとも今一度唯なく水を
呑んて死せんと命かぎりに此綱に取とも葛と入て漕も
ならぬハ様々ニ成とて寄逃る櫓もひなんとせしが船板と櫓に
取て其間にからかなる磯を見付て綱を投揚陸ヨリ手操
船揚及申に寄漂り船忽破る命かぎりに陸に上り
陸の如く押付けてくるところ爰の上り
二丁色浚汲のガニ石の向荒芝ニ而加力丸太串 此時遠島十左衛
メウシ
鰹の船が磯に乗揚り急近りて人々を寄せく 極手かゝに

あるときハ磯草を摘み貝もあらハこれを拾ひ食しなどし足にて
飢たるを凌ぎ 扨又ある時彼の鶏のごとくなるを石
礫にて打殺し皮を剥岩角にのせて打碎き食し
吉人前に二羽ツヽ 渇水ハ所窟の岩間の滴り水を紙
呑候ゆへ さらけに雨をうけ 傍鹿蔵婦 して 一同人分宛 鉢
の水を呑咽を潤しけれとも 連日二十讀を凌ぎ 又水に
なんぎし折りハ 小便も呑りし 又雨降る時ハ 伏して滴
ありて 難儀あちこちへ 近所東の家有る所に六七人も

徳へ三宿窟に取住して 居を構へ 居所より飛下て
ゐまもなく言て 正月末頃ニハ 新なれ 難事にて 一羽も
居候ハ 魚も食候して 貝を取り 木の葉 或ハ 磯草の類
拾ひ候て 絶々に露命を繋ぎ 或時 彦之助 参 所窟所
に食物を論じ候ところ 如何ハ 草を摘みて 立上り
居候ところ 草などを押入而て 漸く上り 絶頂となれハ
平地廣く 目も届き難し 中に石而て たゝみ有る
古井 御小時あり なかりし 古墳 或所有 先にも漂流人有りて

死たる者を弔ひしものゝ一同落涙し我身ニ思ひくらへ
弔ひなとせしか亀角浦沖迄ハ上下漕て十日余
帯下の持病を発して此度彼の宮ニ平伏致し前ニも
ニ物語有て語ハ食を求んと五右衛門寅右衛門萬次郎
未達者成者日ゝ同島を廻り磯草を求ニ捕入事も有之
其日ゝを送りしか和
未明ニ萬次郎彼宮より出て辰巳の方を見るニ帆船
壱艘外のかたニ見ゆる夫ゝ何れも知らしけれハ同五右衛門寅右衛門ニ

歓びてよくゝ見れハ大造なる異国船ニ有けれハすに
助けられんと一同岩ニよちのほり見れハ船の方へ合図致す沖
合図之業も備りしか共何と仕ても力及ハす神仏ニ
祈誓したるにや見へ遠き所彼船より小船を被卸し
此方を目掛て漕来るされハ助け救ハんと岩ニ到く
磯の方ニ向て何ちこち往来の帆柱の割木ニ着物
を結付同方ニ示し手招を致し船よりも笠をもって招
ありしにて漕来る程ニ小船初より此方を助んとする

帝圖

国立国会図書館　タイトル『嘉永六年丑八月漂流人直噺聞書』　請求記号 862-1

ガラス使用

又ハ何ら漂流ニ異ふ事ゆへ集りくれ候ハ其事を云ん為ニ漕き
寄る所ニ斗ら漂流人ニ新之と見つけ出し助けニ来る是ハ則
北アメリカてせウせ國カンテフンウンシトヲ二郡之ウリヨシアイナ
ウイナセ是ハ船頭の名ニ而日本船ニハ六千石余も積居申
三艘ニ而人数小船ニ艘卸し壱艘へハ六人ツヽ乗而都合拾弐人ニ而
異人拾 異人拾ハ伊ニ居たる 或ハ六人乗る也り 寅右衛門重助五右衛門の六人ハ助ん
と思ひ候処是迄ハ六人も気味悪しくくれとも飯なと給へ候ニ付
近寄之處被是ら様ハ裸ニ而なりてわめき候而彼の船ニ
乗時壱人ニ而是を限りニ而漂ニ人ハなかさ中ニ而手振りニ而
呼へハ穴の口へ揚りして或人ハ跡り居りし出ひニ而数人
外ニ候ハ則ち被の小船異人揚を連て又連ひ山に伴ひ
本船へ乗り移り候處ハ穴の内ニ而十助ハ病気ニ而乃
着病して居り候処思ひもよらぬ漂流人壱人ハ総躰ニ弱
居り候の人其或人ハ穴の口ニ立而何かと申せとも一向分らず
暫して傳蔵を押へ押て傳蔵行きと分りし歩行
居り候ハ印六人もつまいりし出し手振りせし出し十助共ニ

連れ参りて破船所より之場所ニより右之漂流人の者
なれとも甚た渡し此時船頭并水主三人へ御用ニ付
何れへか渡る乃薩摩并其外時船頭共を制
して差上ル三百ツ程ハ豚の手物ニ而其外ニ而漬物ハ居の
食物て訴え縁渡し当月迄大縁取定之候縁之とホヱロト云ふ船ハ役後て
縁と附る時此方役所して寛めのりし漂流百弐拾五年 同月末ウロワ アメリカ支配七島のうちある漂着ノ船ハ支イキ
りん法報人も吉人出入日々たつす船兄弟の如のりし 云人島より卯辰の方七百里
余居の食物并此方の食物渡し居て経草物を下遣し

至て繁昌しよき所のよし 此船ニ下先之人の名を揚ところ
船頭より右兵次郎共七人へ右由へ連行よし 傳役ニ付
申亜仙四人の者ハ兼てアメリカより請ニ遣し メグニヂウナ
元アメリカニテ医業をも出来しの拼ニよりて其所の候補役ニテ舟の出入等をも務めよし の方へ領ケ亜
居もなく兵次郎を連まいて出帆致し其年二月中の方
イシハシユンの支配キアンヱ引渡ニて薪水を調へ同所出帆
琉球の浦よりタイハン通日本の東南之と縁渡し卯年ニハ
何月やら兵次郎若年ゆへ月日抔ハ相覚不申よし イキリス支配エンキムへ着船して

国立国会図書館　タイトル『嘉永六年丑八月漂流人直噺聞書』　請求記号 862-1
ガラス使用

其日桑港帯船して同所出帆翌辰年四月アメリカ
土所へ着帆船頭より宿の世話に預り逗留（ハヤエエフン地名なり）
寺子にて手跡天象測量等をも習はせ貰ひ是迄船頭
居屋敷江此時に居宅を調へ一同引越暫く養育致し
り船頭又前の如く鯨漁に出る万次郎儀ハ船頭と別れ
百姓指図を請し中稽古の稽古弐年斗りして船頭帰宅
夫より船頭テヘスト与申者に雇はれ右の船にて西道
家船し天竺シカタラ沖を鯨漁し凡年斗りして
ミヤカタラの内タメセウへ船を付け二十日斗り滞船し
て琉球并日本の沖を鯨漁し同年十月頃ウワフへ
着岸し同所に日本人壱人居る由承知尋ね候処
対面し久振に別れてより八ヶ年目に有り伝蔵は六ヶ年目に
対面せしと云いつまる咄を致しに
土州へ送て貰ひ伝蔵五右衛門の両人は日本漁海の
便船を調へ帰り度旨を参会に（宮室に）長続いり夫よりして
寅右衛門に別れ二百日斗りして入船を被日本人弐人参
風説の内より船ハ又万次郎右入船へ行存か伝蔵五右衛門

の方人ハ武家始夫ハ相成ハ何れ迄ても深く渡し候して
帰りたる与縁家ニ而七拾五艘ハ洞ニ語人合間自分の
船も右船ニ而を気られ渡舎を綿ニ而夫ニ年の方ニ乗組
翌亥年キウヱンハ右夫ニ而又年の方ニカメニフタイモフヘ
右同所ニ二十日斗滞留又薪水を調ハ御の方星を
場国の場所を補して北アメリカハ向船船ニ而出帆縁場を
壹掛ひ善六郎ハ今年ニ而右同様を配分ス日本語を出ニ而候
六石取船ニ而東同年ニ十一二年ニ而も以前御けられ候ニ付船ニ

方ニ而居て又金山を志し金場の所ハ行右船ニ而越迄も
同所ニ而出帆ニ而南アメリカの内ノコナとゝ云所ハ右船時ニ出帆
キヤラセレウメハ右同所ハ上陸して宿を求メ三日滞留して
大郎等り　制作の様子も見れて手紙ニ及ひかし　百石積星斗行　又陸
百石積星斗山ハ参り金山ハ右相伝配而富兄
善六郎の四人ハ此人食客となりて相過し候翌亥の年
甚の様ハ分けて候ニ而の共ともも少
て薪を割水を汲草を刈り掃除等して銭を得

用ニ立自然と云無事も通れハ是を報ずるところ
立しゟ十歳ゟ病ニ先健く保ニ苦労せしゟ兎角通れ
うつところ又養生致しても平日におゐて大智も世経嫌も
氣の毒也へ病人も有りれハ静かなる所へのき心乃経ニ暑
病せんと咄しひてわし楽ある百姓の家を借り医師
を頼んで養生せしゟ薬台も備りて治ニ病死しん事
便し埋葬して海を弔ひ悲しむ耕作の手傳ひて年暦
を送りおくなどの御き海ニ而て七てもニおとの様と實人様を實

潤ひ中家の都を忘つらひ細き嫌ひを三度ほど開兎角
飯朝の言へる雑出歳ニ経を恩へる心地せしゟ或时
以前卿けられしかアメリカの船沢来り患いを見及言
我ととの知るやと云 八ヶ年目對面し傳蔵ハ六ヶ年目ニ會しとて 弘化四未年ニ面る
患いの言ひ寄りて前りし卿けられしが是を迷十卿ら
病死の事ども語りしかハ傳ニ氣の毒かり今更思ひ
沖ニ鍛冶ニ切右有 キアニフンコキシト言 以前卿られしか求之 帆をかえんと云
傳蔵寅右衛門ニも咄しれハ要人ゟつとひ中振メフナヨテ并

船頭へも右之振合を語りけれハ皆々承ひ相待居候を惜く
別の洞を掃ひ有之処に手道具を船に積候而船に戻りなんと
とこころ為に思ひける間鍬に納をも舞し漕戻りしに
けるとかくする内に森之鉤をかけ身を任せ右のとうけ
船頭へ取付し扱込し道具ともに又々水揚して別に待て
伝蔵五右衛門ハ家船して新に鯨漁し堀夫沖に来り時
堀夫人々船を見受け感心喜や地方頭に舞を持へ候に
を渡して大ニを揚し候様ても捕ら候船を右上陸し

て振合を見けれハ迎に遣して夫人も被遣候船頭も両式の
釉也へ伝蔵兄弟ハ是合日本人漂のうち也へ両所へ
揚て稼ぎ見候ハ船頭にたつは逢に参り候事にて
漕に来て見候て人会に参る也へ五兵衛も相応に逢しと承り
世話又々時節も及んと船に家せ道ニ鯨漁して同年
十月頃ウワフに伺ひ時に万次郎ハ別ニ船頭ニ乙ヘスに
差置けれ鯨漁して先達く家に来り帯取致せしとて
為稼けれ一割を集の財用に命を洞ともにて堀夫迄

引ヶ折柄破船ニ及ひ候ニ付、然ル処同万次郎も出帆ニ
罷成り、無程其の後ニ至り別国ニ而船ニ乗り候而漂着上陸
て以前之通ニ猶又乗〆候も此度ハ是を断りまかりし
世話ニ相成り、無事ニ数年月を経候内、万次郎ハ彼合衆山
ニ七十日斗り御さ候所、其のうちニ合山とやり夫ゟ
以前のアキヤレウメニ而其後日本の海の島ニ参り
ウワフニ而漂流人共ニ出逢候処キヤウメニ而玄艦ニ
亥ノ年日本ニ渡して、ウワフニ而漂流人ニ出逢ひ申候

然る所ハ漂流人共之儀ハ随分丈夫ニ而其の後ニ出逢ひ候ニ
寄り其人も出稼ニ参り候而何角世話いたし日本漂流の者共ニ憐み哉ん
し中ニ逢ひ候時疎ニ遣し候年月送り候而引ヶ折柄漂流之
志ニ而岸ニ漂ひ候所ニ而漂船の者共大造故、語り合ひ候而
三人共ニ乗ニ船ニ乗ニ而墓ニ参稼岸ニ相成ニ而兄弟
漂流ニ罷成り合せし、追々商舘ニ用ニ付大清之御ニ住
然る所ハ漂流の儀を相話せし、漂流通詞を達ニ候人合
万次郎ニ御さ候を承り出船ニ被入合船頭ニ渡し同人一同

質令の手段ども有船へ積込萬次郎八会場の為ニ
彼初て宿と致し居り候處へ積年の禮答投志し致アメリカ
船頭並へ申遣し諸道具等数々相送り候へ会稽ニ
拵並一同彼船ニ乗組去ル戌八十月下旬ウワフを出帆し
酉の年迄ニ乗組去ル正月二日琉球へ三里斗り沖ニおゐて
フイツモアハより三人の者へ琉球も今少し故是ゟ心
易漕ぎ戻り候様ニと彼小船を遣し相別候と申ひて
一同彼船ニ乗移り其時萬次郎外二人今為琉球
漕寄る是ゟ日暮迄ニ何方ニ而も支障し其後も難儀り
河ふ八頃迄ニ〆し宿元島ニ而往来ニて託可申と彼アメリカより
ウワフへ罷在りニミウヱロト云書状を取 宿元之様子ゟ承とぬ之俵之へ
スイツモアハへ帰り乞し数の如く乗組し其時ニ琉球
へ着同所役所ニて是を届ケ出薩州様ゟ取調付ケ
官人立会宿ニて吟味し和解の義ニ付とも取調し
毎度清食ニて七月十八日同所出帆 草刈弐拾三帯 一ケ月分取調済
訳申三人 訳ケ候 同廿九日薩州山川湊へ着同所尾形村百姓

家ニ居申候処清国船ニて加禮嶋ニ居候所其節

右船同所御待請人并役人組の者共又々御呼寄ニ相成

御預ニて　私共儀者右帳面ニ書載ニ相成候得共一人ニ付御書面ニ御役人中ニ於銭取計別段ニ而左様之儀者無之

雑宿の御待請人并役人組の者共並人九月十八日の

清国船乗被入候分余程九月十八日加徳島出帆して同廿九日

肥前長崎ニ着岸同十月朔日御役所江　長崎御奉行　牧志摩守様　御呼出

御役人衆様方之御吟味ニ而御白洲　清吟味場所　ニ而御吟味有之て

揚所番所ニ而揚り屋入ニ相成候　揚り屋名目ニて御門出入ニ者無之　都合

九人共御吟味被仰付同年十一月廿二日御吟味ニ　御奉行御前御取調之上家ニ宗旨海上一件御糺有之

横文字本十七冊所持候間差出候処御懐乃候処疑敷是等書籍且其節　等々御留置人ニ差出候処萬十冊ニ而右之人ニ預り

安政元年寅年十二月廿五日御白洲ニ於て右之御書付

私共ニ御銀子被下置候　並銀一枚ツヽ被下候　御国御役人中御渡

同月新橋御用達御役人衆江止宿之西川氏御預ケ

同廿五日出立之同所御國陣中ニ川船ニ乗リ豊後ニ在

下宿御足ニ而陸路筑前豊前ニ宿り　同国

大里ニ長州赤間関江船渡り七月朔日大阪出立途中

より大志けにかゝり俄に長崎へ出帆致候にて同四日
防州三田尻沖合船に乗込候様出立のよし　同十日七ツ時
讃州加津浜へ入津、其吉日同十一日着候へ出帆致候所
松尾屋三右衛門方へ宿預ケ浦役人にて改事情承り候へ

アメリカ詞

天ヲヘブン　地ヲカラアン　日ヲミヤアン　人ヲピイプル
男ヲメアン　女ヲウーメン　月ヲムウン　星ヲミタア
春ヲミウレン　夏ヲミヤて　秋ヲヲトヽ　冬ヲウインダ
海ヲシイ　川ヲレバ　小川ヲポン　雨ヲルイン
風ヲウイン　酒ヲラシム　親ヲヘラアン　子ヲチルレン
有ヲハア　無ヲノウ　薬ヲラヱ　火ヲヒウテ
日本ヲセツハン　アメリカ　メリカ　借ヲハアロ　返事ヲミヨイ
唐人ヲミリツペヱ　錨ヲホヱロ　船ヲセツフ　小船ヲポウツ
唐ヲチヤン　天竺イニテヤ　王ヲフラシメン
王八四年め〻お留まりのし　彼地にて承知せる時ハ又四年
都合八年余上ハ返ししくて尤の役目借さる人

一 婚礼ハ配偶の男女同しく神前にて神酒をいたゝき日本の婚
礼のことくなし
一 京都とて風土宜しき所あり唐宮と称して其所大いに栄林に新
一 右之都ハ万次郎今度山へ参りし節言上奉り　土佐の者　寅右衛門
火車にて参りしよし車の大路ハ皆鉄乃延板敷乃
よし小さき山ハ切通し大山ハ切抜車乃通るよふに
仕懸ケ組立ウワツへ参りし西人の而方日本ニ言ふ細件乃
醫師より人を入金を出し投虫らニ者ハ此人を見せよ
三七まて來入金或ハ捨置人金或ハ寄付まて寛永通宝まて新
出港日本ニ而の通りに又万次郎ハ弟ニて男ひ
世界の国々ニ而近人或ハ海岸の要所
有由を知り日本ニ有るのまゝニ通りよ
よしにて候

北亜墨利加渡舶次第

国立国会図書館　タイトル『嘉永六年丑八月漂流人直噺聞書』 請求記号 862-1
ガラス使用

北亜墨利加浦賀渡舶之節

浦賀表渡来之亜墨利加ヨリ差出候
書翰并和解写弐冊相達候処、右様之儀は
国家之御一大事ニ有之候得は、容易ニ御沙汰ニは
可有書翰之趣意得与被遂熟覧、銘々
存寄之趣も有之候ハヽ、仮令忌諱ニ触候儀
ニ而も不苦候間、聊無腹臓不残十分ニ可被申聞
候事

国立国会図書館　タイトル『嘉永六年丑八月漂流人直噺聞書』　請求記号 862-1
ガラス使用

此度亜墨利加船将手ニ書翰於浦賀
請取候得共全一時之接遇を為し右書翰ニ而
存寄之語て許可沙汰候事

北亜墨利加合衆国之伯理爾王 天徳
「ミルラントヒルモオレし」人名書ス

日本国守殿下江呈ス

予今水師提督「マツテウへセ○へルりし」
叙を以て書を殿下ニ呈ス此者ハ即合衆国の
海軍ニ於て第一等の将ニして今次殿下の領地ニ
航到せる一隊軍艦乃総督なり予已ニ
水師提督「○へルりし」ニ命して予ヵ殿下ニ
對シ且我国の政廷ニ對シ極メテ懇和の情を
含む事を告明ニせしめ亦且今次「○
へルりし」を日本ニ来らしむるハ他の旨趣あるニ
非ス唯ニ衆国ト日本トハ宜く互ニ親睦し
且交易をなすへき許なさる事を告知らしめむとし

許しあるのみ合衆國之基律ニ而
及の諸律ハ國より其各個國人ニ禁戒す
申し他方の民の教法政治を妨くる事を
得さらしむ而情ニ水師提督ヘルリし
而令して是等乃事を嚴禁ニせしむ
是其國の安穏を妨さんる事を恐れてなん
北亜墨利加合衆國ハ大西洋ヨリ大東洋ニ
連りたるの國ニして就中其一オゴン州及
角里伏爾尼亜の地ハ正ニ其國と相對す
我蒸氣船角里伏爾尼亜（カルホニア）を發してより
十八日を經て其國ニ達する事を得へし
又角里伏爾尼亜乃大州ニ而毎歳金六千萬
「ドルラルレ　按スルニ　「ドルラルニ而
和蘭ノ二キユルデヒレ五六出あるを書ニ今「キユル
ミレを銀にて分ち而ある也し　銀六拾匁を
今金高を之ヲ算せる時ハ六千萬トルラルニ而

本邦ノ　一千二百五十二万四千五百両ニ當ル
銀若干水銀若干宝石若干　種及ひ
其他諸種貴重の物件を産す　日本
も可豊饒肥沃の洲の由にして歳々
貴重の物品を出す貴国の民も諸般の
技藝ニ長せり予か志二国の民をして互
交易を行はしめんと欲して　是を日本乃
利益となし又兼て合衆国乃利益とし
なさん事をハ欲してなし　易かるへき事ニ然
様ニ在るハ国より予か知る所ニあらされとも
世界中時勢の変換ニ隨ひ改革の新政
行はるゝの時ニ當てハ其時ニ隨ひて新律
を定むる為智と称すへし　蓋　貴国
舊制の律初て世ニ示し出し乃時を
今ニ至り是をまもるハ既ニ久しきなり
時代ニ当りて亜墨利加始て見

出されし是を新世界と名付欧羅巴
人にて是に住居せり此後来りて亜墨利
加ニ人民稀少ニして其民皆貧陋く
しく當今ハ人口大ニ蕃息ニ交易し而
高強博に及べり故ニ殿下若干法律を
改革し其国乃交易を允準し於て
之其国乃利益極て大なり上旋
なし然れとも殿下若ニ交易を禁停せる
古来の定律を全ニ廃棄ニせよと決せる
時ハ又年式八十年を限りて允準し以て
其利害を察ニ若果して其国ニ利あ
らハ於て十冉年法律を回復して可なり
又合衆国他郡と盟約を結ふにハ應に
殺年を限りて約定して而して其年
便宜なるを知り時て再ひ盟約を尋るを
こ可弔交ニ水師提督ニ命して

一件の事を殿下に告明せしむ合衆
国の船毎歳角里伏爾尼亜より支那え
航するもの甚多し又鯨を捕んか為合衆
国の船日本海岸に近付もの少からすして
若颶風有時ハ貴国の近海にて難
破船に逢ふ事有若是等乃難に
遇ふに方つてハ貴国に於て其難民を
接助し其財物を保護し而て我合
一艘を遣り難民を救ひとらん事を請ん
事是即ち切に請ふ所なり
蓋日本国に石炭多く亦食料
多くある事ハ既に聞知る所なり
我国用ゐる所の蒸気船ハ其大洋を
航するに方て石炭を費す事多し
而して其石炭ハ亜墨利加より搬運せんと
其事甚不便なるへし　是を以て

吾邦々ハ我国の蒸気船及ひ其他乃
諸船石炭食料ニ及水を得んか為
ニ日本ニ入舎事を許されん事を請
若其價ニハ銀を以てするも或ハ貴国の
民人好所乃物件を以てするも可なり
請殿下貴国の南地ニ於て一地を撰ひ
以て我船乃入港を許されん事を請
是吾邦ニ不足る石炭故ニ以て吾々全

水師提督ヘルリレニ命して一隊乃
軍艦を以て貴国有名の大府江戸
ニ至らしむ和親交易石炭食料及
合衆国難民の救卹即其縁なり吾
又ニ水師提督ヘルリレニ殿下ニ吾
菲儀の土物献せしむ吾々ハ是を容ん
事を其物国より来る所すくなくとも
亦以て合衆国中ニ諸物製造局の概ニ

其身に具へる徳ニ且予か正実敬愛乃
微衷を表せんか為に其人に附して行る
皇天殿下を為に祥を申る事を
爾書し畢まて実に合衆国乃大印
章を且自名姓を署せし時に千八百
五十二年以て霜十一月十三日我か嘉永五壬子
十月二日当る予か政務の局所亜墨
利加ワシントン府に於てす

話聖東

伯理璽天徳の命を受テ　ミルラルト（ヒルモオレ）親筆

外国事務宰相　エトワルト（エヘット）親筆

米国船渡来之節出張之者致候御届

異之儀共[illegible]之上（タニナテ）[illegible]之通御備之事

不得候而者何時西洋諸蛮何れニも大船を
要害堅固之場所ニ乗寄之及其変候節ハ　此方
ニ而茂大船なくとも不叶且進退弟難ニ
奈之候而者必甲冑ニ不限ヲ火事具成
ニも堅牢成候ニも其節ニ　時宜ニ寄
候而者御用不合其服向之ニて行取鍋
右之通大目附え相達之ても
于時嘉永六癸丑六月三日

浦賀到着一件

丑七月十六日

遠藤但馬守殿

御達

領事節倹之儀ハ前々より数度被仰出有之
候得共右以下ニ而諸家心得違も
之由向も有之　且近年異国船度々
来彼是諸備之節ニ付　御入用茂有之

諸家之失費不少候ニ付此度於
公儀五ヶ年之間諸事御倹約被仰出候得共思召ニ
以来右年限中者何程格別諸色雑費
相掛候共防御備之儀ハ御一層心力を用候様ハ
兼而被仰出之通有之候処登城之節ニ而も不締
之服飾等着用不苦候且其外屋敷之修飾ハ
素より猶更家作向末廉之意有之
総合準し格別之節倹を相用ひ此度
沙汰之趣能々行届候様一同心を尽し心
得候ニ付而者追々御國之武威も相立可申
此上ハ軍用之備有之候ハハ沙汰之事尤も
可有之候
右之通可被触候

南御番所江　此度浦賀表江　異国船
渡来致候ニ付彼方之事情難計候ニ付
各覚悟ニ而有之候様可申進候
一百人組頭江　御持筒頭江　御先手江
此度浦賀表異国船渡来有之候ニ付
情志難計候ニ付各覚悟ニ而有之候様
申進候
一御船手江

異国船来候ニ付時宜ニ寄出馬いたし候節
何某之内召連レ候ニ付餞銭ニ而差遣し可申
御船手之者共江拾銭用意ニ而請取候

一 御雑餉方江
同文之御届之者共江拾銭用意ニ而請取候
松平下総守家来之御届ヶ此度渡来之
異国船国王より之書翰持参ニ付 明九日
於久里浜ニ御請取之義被仰渡候ニ付
同家之固所海陸厳重取固且退帆之
儀迄前後之御固有之候得共御備之儀ニ付
精々清候向是又厳重ニ相心得候様
明七日浦賀奉行江御達し有之候得
家来之者共申達候
此段申上候

六月八日　　松平下総守内

山本泰之輔

一時宜ニ寄遠度紀伊守出馬有之候其節も
御鉄砲方召連ニ而用意ニて有之旨　御城江　前段
昨七日夕浦賀ゟ申参之人見
御ゟ仰付候

六月八日

異国船渡来之節　浦賀与力中嶋
三郎助通詞召連乗寄ニ而子細
承り候処日本詞ニ而申之ニ而先達て
蘭人ゟ申入置承り度旨申聞候由ニ而当番立帰り
其段御奉行江申立候所　望出ニ而　応時
去ケ年以前当山帰港ニ而御所
国王ゟ之書翰差遣して　遣りニ文科ニ而
一筋之上ニ而差て被有ゟ申候由
御奉行江申上候　江戸表江相伺候之趣
伺之上御同ニ而
一諸廻船入津之ヶ所ニ而　文通船　清免

右出帆ハ未タ御届無之由ニ御座候　以上

六月七日申刻　伴十郎

町火消人足詰備

呉服橋　御門外　壱番組　弐番組

金杉橋　南詰　三番組

増上寺表御門通　五番組

幸橋　御門通　六番組　九番組

日本橋　南詰　八番組

江戸橋　南詰　拾番組

永代橋　南詰　本所　深川

右之通可相心得候旨

六月九日

町御触

異国船四艘共昨九日金沢之内野島沖

乗込し今般猿島ゟ本牧之方江乗廻り

候旨注進有之

會津侯分持場迄進ミ候由申来候旨御届申上候

六月十日

伊十郎

右同日暮六ツ時　御書付ニ　急御呼出

御書院ニ　御年寄様御逢御達之趣御伺

申上候者御讀南部之様相成尚又御申

有之

阿部伊勢守殿　御渡候

南小口

年寄名主中

世話掛り

諸色掛り　名主中

浦賀表異国船渡来ニ付御備俄ニ
引上ケ候様被仰有之候ニ付以早打ニ付　成丈
下道ニ而出樹迄参候ニ付而者御家人ニ被為仰
其外別ニ百姓家抱入多く之時節ニ有　成丈
陣者御沙汰ニ付ケ候様被下候段石之往来所ニ
人足并用段支持之分者不残相調ニ罷在
合ニ而遣し小前之のもの迄も罷越候様申付
世話致し候

丑六月九日

浦賀湊滞留罷在候異国船之儀追々
申上候通り昨十八日夕浦賀表合戸繰出候
去ル八日夕同所　御奉行井戸石見守様
御届有之九日頃ゟ御時々久里浜江着船同所
御国　井伊掃部頭様　松平誠丸様
并　松平肥後守様　松平下総守様
同所　御奉行浦賀二百石浦賀奉合　異国船より

小船ニて乗組人数上下五百人程上陸致し
国王城之書翰差出し候　石見守様
請取方之儀ニ付異人共退散仕候十日
内海江仕候ト云也程ニ而金沢沖迄十二日
異国船退帆致候ニ付右ニ付出張人数并
所々自身番屋勤番之者諸事平日之通
下知候而南小白年寄ゟ申渡し
御番所ゟ御沙汰ニ

嘉永六年丑六月九日
相州三浦郡久里浜村海岸於て陣
アメリカ国之使節并将官ニ応対

一　将官　壱人　年齢六十才位　名ヘワテヒレイ
服者緋羅紗ニてホウ合之肩多分付候様ニ見
手首金之縁とり袖ハ不持

一副将　壱人　年齢　少々　五十才位

本職ハ兵道海之清深并星ニ振之法ニ居ル

一異国船追方之地名大ニ開提数ホ寄ニ勝ス

南六月朔日清国之大清出帆三百夕浦賀

表追数千里之所二日半日本海乗往ニ出

六月十二日　修十郎

異国船出帆候ハヽ今ニ両将出帆唐州沖之方人

是ヲ追帆并落遠方ニ而帰ニ候

松平肥後守様ゟ酒進之為ニ銀并油薪ニ至ル

六月十二日　修十郎

服之役ハ日郎金唐本之歳三年首ニ

金編二ツ并ハ為持

一キイチニ　四人　年齢　五十才位　四十才位　壱人　二十才位　壱人

服之役ハ十日郎金唐端将ニおゝし年

首ニ金編壱ツ

国立国会図書館　タイトル『嘉永六年丑八月漂流人直噺聞書』　請求記号 862-1

ガラス使用

一コンミンタレト　指取人

陸役同日郎金房領帯　ヒストヽ　を腰

ニ指シ翎り補て　指揮ス

一士卒　百八拾人

被海役同頭巾　百八拾人ハ　三組ニ分ケ和

蘭ニ而四十八人ヲ壱トヘニト回　アメリカニ而

六十人ヲ一アニト云　組ニ三組ニ別ヶ一トヘ二ト

シコレテンタレト　三人ハ旗付　指揮ス

ワルタアトルノ組ニ加ヘ四組ニ而ヒヘニトニ

ナル

一大太鼓役　壱人　陸組頭役同

一白太鼓役　直人　日郎

一横笛之指之笛　三人

被日郎服之而吹長五寸程之笛取人被日郎

一曲り笛　取人　被日郎

一チヤルメル　取人　同日郎

一號　弐人　被四郎

幟緋地ニ✡如く　幟壱本　羽宿先ニ立

赤白角ニ猶白　船印四郎　幟弐本宛

清令之歳毎ニ　上陸仕候

六月九日於久里濱村海岸警陣書籍

請候名　奉行

戸田伊豆守様

幟　弐本

家来馬上三騎ニて　下三十　長柄十六節

百五拾騎并鉄砲筒　弐挺　鉄砲　四挺

總人数　三百人

井戸石見守様

幟　弐本

馬上長柄之　鉄砲　弐挺　馬印　弐本

總人数　百人

支配組頭　壱人

町奉行所　組与力　同心

遠探廻り　与力　七人

表側固　同　四人

同断　同心　七人

兵粮　同　弐人

西洋流　鉄砲師範役

下曽根金三郎　馬上

ケウエル　受持与力　弐人

大筒打　同心　壱人

ケウエル　同　四十八人

右

浦賀御奉行所　固メ

与力　六人

同心　弐十人

井伊掃部守様　御固メ

一番　取　八人

一 相州　　　　　十弐人
一 相州　壱人　足軽廿五人宛
　　惣人数　千五百人
松平誠丸様　御固メ
一 房州
一 相州
　　惣人数　七百人
松平肥後守様　海手御固メ

一 房州
一 相州
一 固メ船　　百拾五艘
　　惣人数　千人
松平下総守様　船御固メ
一 房州
一 相州
一 固メ船　　七拾弐艘

異人数

六月十二日

異国船差引合清遣り候品

一 錦　　五巻

一 吸物椀　　五拾

一 硯西箱　　五十枚

一 盃二組　　四十枚

一 鶏　　百五拾羽

一 鶏卵　　千

右

異国船ゟ香山栄左衛門え通弁夷を以差出候品

右船ゟ申出て遣り候品

一 白木 長サ貮尺余 巾壱尺余 厚サ七寸余

西洋文字ニて銘々ニ書有之

一 箱 長サ壱尺弐寸余 壱尺弐寸位 壱尺五寸程

八角 五分位 墨塗 有之候

清朝文字吉祥之書絹巻　壱ツ

一墨　長サ壱尺余　八寸四方位ニ而箱入

凡五升入ノ程

一籠入フラツコ

フラツコ　手出居ニ

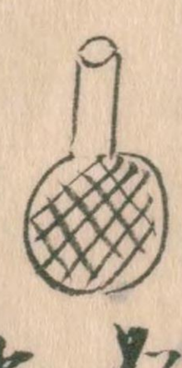

此形ニ籠ニ入

中酒入レ

一何ぞ小白系御船刀　箱ニ入ル　水三本

長サ弐尺程ア呉位ニ

一此入ワレ　壱ツ

一白木綿　色儀ニ施染　壱尺八寸

長サ弐尺八寸　牛角の陰清

右

同十二日異国船出帆後　御番所　御役所

於浦ニ被拾候

一四羅紗　壱反

一金巾木綿　四拾反

一（薬用）白砂糖　壱箱入り　凡七斤程

一箱入大フラワホ　アメリカ
製法酒のよし　極上酒のよし
一草木之種　壱箱
一ホシトル　壱箱
一アメリカ国　壱枚
一図之写
外之写之渡有由
一以入ワレ　手以程

一牛肉　大切手
右者御用所於御渡海先ニて
其之中到ニ饒様る
此度渡来之船出帆　アメリカ国
ワスヒンワトンと申者役人全名ワスヒニワトン
其外之カルテルニヤのよし　アメリカ州之
大国ニ而御座候ワスヒンワトン之アメリカ
一州之国主之都府之ワスヒンワトンと

ト云所ニ而カルテルニヤと申候得とも
和名ハワスヒニリトンの事故近年新開之
場所ハ国ニて追々大事ニ相成申ニて
是迄アメリカ王之支配ニて日本通商之儀
取計ひ候処今般ワスヒリトンの
王命請使節ニ而渡来ニ而交易之通商
并ニ此ハ右当ニ大国之様ニて告候旨
王命請渡来ニ而アメリカ　王方書翰

或相請右之趣返書ヲ請候国様成度
存念ニ候得共右返翰受取候ハ日本
ニ而請ニ申ニて一ト先ツ取国様ニ七月請ニハ
返翰請取ニ来ヲて旨ヲ申出ニて浦賀ニ
船数七艘琉球ニ立候而南表様子相伺
申ニ付相成候　願書請請之　長崎ニ
上り右一ト先ツ三ヤ八返ニ帆致候尤も来ルよし
右返書請取七月請候由ニ申候　来ル六月頃

承り候得ハ

一昨年ハ六八拾年前 大清 唐国 大合戦

有之候ハ

アヘレ一件 イキリスと申候ゟ此義ニ而 大清之 国

三二人末孫之組 大清之戦争ニ出申候ハ

右之通浦賀表ゟ申納ハ文郎 承聴候ハ

六月廿五日御浦之便ヶ承知之事

国立国会図書館　タイトル『嘉永六年丑八月漂流人直噺聞書』 請求記号 862-1

ガラス使用